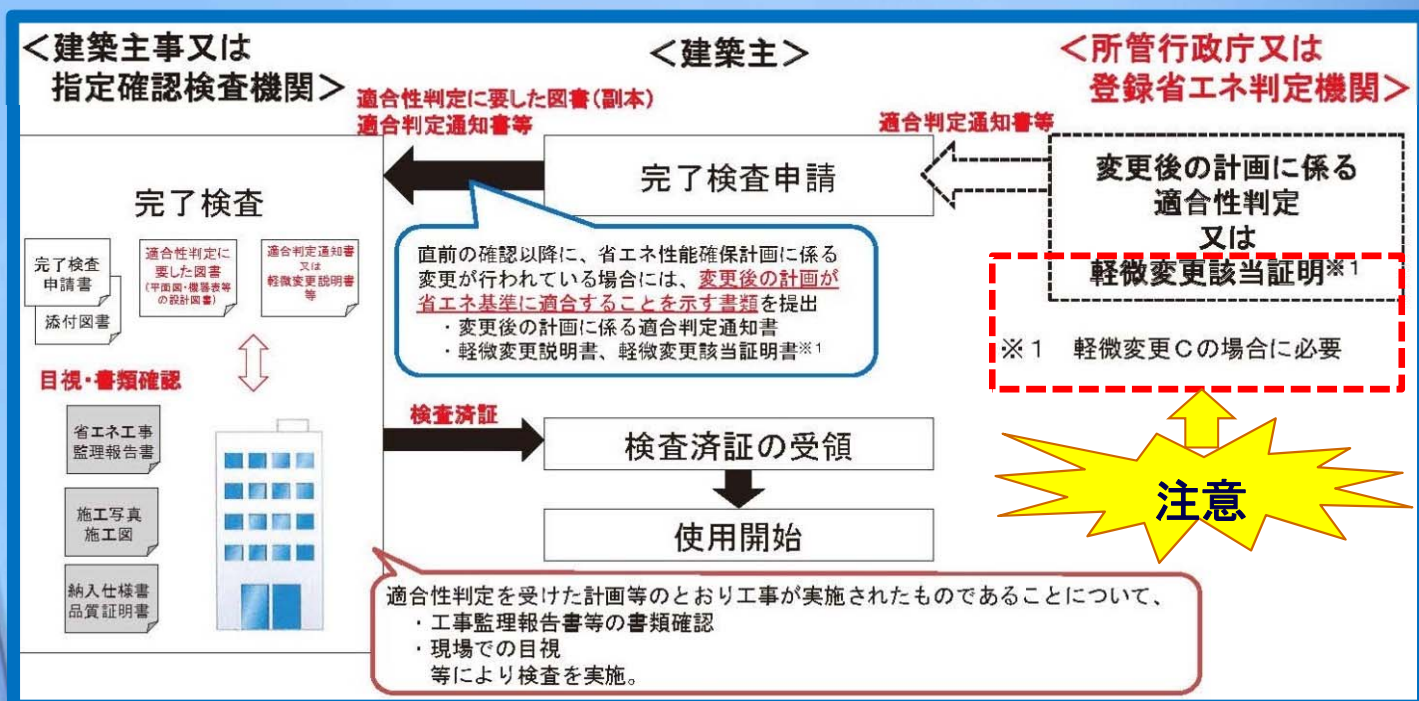


忘れてませんか？省エネ計画の 計画変更、軽微変更届

建築主は、完了検査申請の際、
省エネに係る変更が行われている場合、
変更後の計画が省エネ基準に適合する事を
示す書類を提出する事が必要となります。



JCIA 日本建築検査協会株式会社

検査関係⇒確認検査部(東京本社) 03-6202-3277
(新宿支店) 03-5909-0840

変更届関係⇒省エネ判定部 03-6202-3880